

お食事について

当院は、厚生労働大臣が定める基準「入院時食事療養Ⅰ」の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時適温で提供しております。

配膳時間 朝食 8:00 昼食 12:00 夕食 18:00

令和8年6月1日より、健康保険法ならびに高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、入院時の食事にかかるご負担額は以下のとおりです。

区 分	負担額／食
一般所得者の場合	550円／食
住民税非課税世帯の場合	270円／食
住民税非課税かつ所得が一定基準に満たない70歳以上の場合	130円／食

なお、病状等により特別食を必要とする患者さんについては、医師食事箋に基づき適切な食事を提供しております。

朝食については、自己負担により、ご飯食もしくはパン食の選択が可能です。（パン食を選択した場合、55円／食の特別料金をいただきます。）

食事を通じて快適な入院生活を送っていただくために、厚生労働省の要件を満たした食堂（デイルーム）における食事も可能となっておりますので、ご自由にご利用ください。